

大和市民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

### 大和市規則第38号

#### 大和市民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

大和市民健康保険条例施行規則(昭和36年大和市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3号様式備考第1項中「とき」を「場合」に、「決定のあったことを知った」を「通知書を受け取った」に、「60日」を「3か月」に改め、同様式備考第2項中「上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に大和市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます」を「当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません」に、「次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、」を「次のいずれかの場合には」に改め、「、処分の取消しの」を削り、同項第1号中「3箇月」を「3か月」に改め、同項第2号中「処分、処分の執行又は手続きの続行」を「処分等」に改め、同項第3号中「決定を経ないことにつき」を「裁決を経ないことについて」に改め、同項を備考第3項とし、備考第1項の次に次の1項を加える。

- 2 この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大和市を被告として(訴訟において大和市を代表する者は大和市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。